

広島県マリナー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県マリナー条例の一部を改正する条例

広島県マリナー条例（平成八年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一艇置施設の部海上艇置施設の項中

艇長六〇フィート未満用区画	二、二九二、〇〇〇円以内	を
艇長六〇フィート未満用区画 艇長六〇フィート以上用区画	二、二九二、〇〇〇円以内 艇長一フィートまでごとに 四九、〇〇〇円以内	を に改め、
艇長五〇フィート以上六〇フィート未満	六、四〇〇円以内	を
艇長五〇フィート以上六〇フィート未満 艇長六〇フィート以上	六、四〇〇円以内 艇長一フィートまでごとに 二二五円以内	を に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年五月一日から施行する。ただし、別表第一艇置施設の部海上艇置施設の項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。